

平成21年度税制改正要望（総括表）

平成20年8月
内閣府

1. 地域再生の推進

- 地域再生事業の推進に係る税制上の特例措置（特定地域再生事業会社に対する投資に係る所得控除）〔拡充〕

2. 防災対策の推進

- 三宅島噴火災害の長期避難指示による被災代替家屋等に係る軽減措置（固定資産税の軽減）〔延長〕
- 新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置（固定資産税等の軽減）〔延長〕
- 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税及び法人税の特別償却、固定資産税の課税標準の特例措置）〔拡充・延長〕
- 住宅に係る耐震改修促進税制（所得税の税額控除制度）〔拡充・延長〕

3. 少子・高齢化対策の推進

- 子育て支援税制（事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置（割増償却））〔延長〕
- 三世代同居・近居に係る税制上の軽減措置（所得税及び固定資産税等の特例措置）〔創設〕

4. 民間資金等活用事業（PFI）の推進

- PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る非課税措置（固定資産税等の非課税）〔創設〕

5. その他

- 株式会社地域力再生機構が再生支援をした事業者が資産の評価替えを行った場合の評価損の損金算入等（法人税）〔拡充〕
- 資産流動化に関する特定目的会社に係る課税特例の要件における機関投資家に沖縄振興開発金融公庫を追加〔拡充〕
- 沖縄におけるガソリン税に係る軽減措置の継続（道路特定財源の一般財源化に関連した税制改正に対応した所要の措置）

1. 地域再生の推進

●地域再生事業の推進に係る税制上の特例措置（地域再生税制）〔拡充〕

＜税目＞（国税）所得税

概要

地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業（地域再生事業）に対する投資を促進し、「民間の力による地域再生」を進めるため、現在、地域再生事業を行う株式会社であって内閣総理大臣の指定を受けたもの（特定地域再生事業会社）に対する投資について、投資額控除等の税制上の特例措置を講じているところである。

平成21年度要望においては、地域再生事業を促進するために必要な「志のある投資」の誘導には、投資家への一層のインセンティブ付与が必要であることにかんがみ、投資時点における税制上の特例措置の拡充を要望する。

要望内容

特定地域再生事業会社に対し行った投資について、その年中においては、以下のとおり、所得控除（寄附金控除）の規定を適用できるものとし、これを現行の投資額控除との選択制とするよう要望する。

A 投資額控除【現行】

特定地域再生事業会社への投資額をその年の他の株式譲渡益から控除

B 所得控除（寄附金控除の規定を適用）【拡充要望】

（投資額－5,000円）をその年の総所得金額等から控除

※投資額の上限は、総所得金額等×40%と1,000万円のいずれか低い方

2. 防災対策の推進

- 三宅島噴火災害の長期避難指示による被災代替家屋等に係る軽減措置〔延長〕
＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

平成 17 年 2 月 1 日に避難指示が解除された三宅島噴火災害の被災者の生活再建と被災地の復興を支援するため、同災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして平成 21 年 3 月末までに取得等する家屋及び償却資産に係る固定資産税を最初の 4 年間 2 分の 1 減額する措置について、取得等の期限を 4 年間延長する。

要望内容

三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した家屋、償却資産の所有者等が、当該被災家屋等に代わる家屋等を取得等した場合、4 年度分の固定資産税に限り、

- ①家屋に係る固定資産税については、取得等された部分に係る税額の 2 分の 1 に相当する額を減額する。
- ②償却資産に係る固定資産税については、取得等された部分に対して課する固定資産税の課税標準の価格を 2 分の 1 の額とする。

以上の措置についての取得等の期限を 4 年間延長する。

＜内閣府、国土交通省共同要望＞

- 新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置〔延長〕
＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税

概要

平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震災害の被災者の生活再建と被災地の復興を支援するため、同災害により滅失・損壊した家屋に代わるものとして平成 21 年 3 月末までに取得等する家屋に係る固定資産税及び都市計画税を最初の 4 年間 2 分の 1 減額する措置について、取得等の期限を 2 年間延長する。

要望内容

新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が、当該被災家屋に代わる家屋を取得等した場合、家屋に係る 4 年度分の固定資産税、都市計画税に限り、取得等された部分に係る税額の 2 分の 1 に相当する額を減額する措置について、取得等の期限を 2 年間延長する。

＜内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省共同要望＞

●地震防災対策用資産の取得に関する特例措置〔拡充・延長〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税
（地方税）固定資産税

概要

行政だけでなく、個人事業者、企業、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を推進するため、東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域において、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等が地震防災対策用資産[※]を取得した場合における、①所得税、法人税の特別償却制度（取得価格の100分の8）の対象資産を拡充し2年間延長するとともに、②固定資産税の課税標準に関する特例措置（5年間、課税標準4分の3）の対象資産を拡充する。

※ 地震防災対策用資産（現行）

動力消防ポンプ、移動式消火設備、濾水機、感震装置及び緊急遮断装置、
携帯発電機及び照明器具、防災用井戸

要望内容

緊急地震速報の受配信に係る設備・機器等を対象資産として拡充する（所得税、法人税、固定資産税）とともに、特別償却制度を2年間延長（平成21年4月1日から平成23年3月31日まで）する（所得税、法人税）。

＜内閣府、厚生労働省、国土交通省共同要望＞

●住宅に係る耐震改修促進税制（所得税の税額控除制度）〔拡充・延長〕

<税目>（国 税）所得税

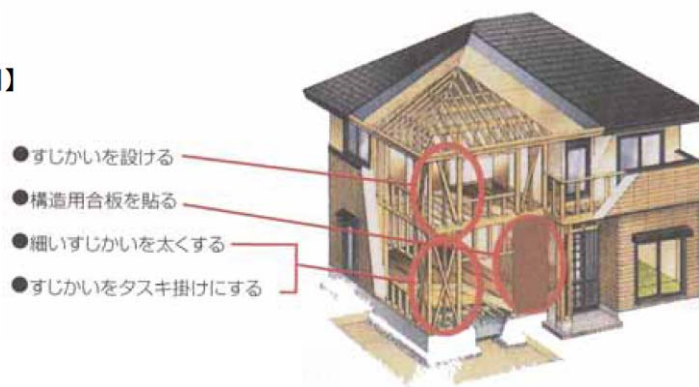
概要

個人が、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅（現行の耐震基準に適合しないものに限る）の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の一定額を当該年度の所得税額から控除する。

要望内容

住宅に係る耐震改修促進税制の延長及び拡充を措置することを要望する。

【耐震改修工事の具体例】



<内閣府、国土交通省共同要望>

3. 少子・高齢化対策の推進

- 子育て支援税制（事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置（割増償却））[延長]
＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、法人事業税

概要

平成19年12月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）において、結婚や出産、子育てに関する国民の希望を実現するため、

- ①働き方の見直しによる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現
 - ②多様な働き方に対応した保育サービス等の子育て支援策の再構築
- を「車の両輪」として推進していく必要があるとされたところである。

また、この重点戦略を踏まえ、平成20年2月に、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」をとりまとめ、10年後の目標として、保育サービスの利用児童数100万人増を図るため、保育所、家庭的保育などのほか、事業所内託児施設に対する支援の充実を図る等の取組を推進していくこととしている。

このため、保育サービスの受け皿の一つである事業所内託児施設の設置促進を図っているところであり、事業所内託児施設の設置に係る法人税の割増償却の特例措置について、延長を要望するものである。

要望内容

事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置（割増償却）の延長

【事業所内託児施設に係る優遇措置の内容】

一定の要件の下、法人が事業所内託児施設を新設した場合、当該施設及びこれと同時に設置する一体の器具備品について、5年間20%（中小事業主にあっては30%）の割増償却ができるもの

○対象法人：次世代育成支援対策推進法の規定に基づく一般事業主行動計画を策定し、同計画に託児施設の設置及び運営に関する取組方針を明記していること等一定の要件を満たす法人

○事業所内託児施設の主な要件

- ・場 所：法人の事業所の敷地内又は当該法人の雇用する労働者の通常の勤務地の経路に設置されているもの
- ・利 用 者：2分の1以上が事業主の雇用する労働者であること
- ・定 員：乳幼児が10人以上（中小企業にあっては6人以上）

等

＜内閣府、経済産業省、厚生労働省共同要望＞

●三世代同居・近居に係る税制上の軽減措置〔創設〕

<税目> (国 税) 所得税

(地方税) 個人住民税、不動産取得税、固定資産税

概要

高齢者や勤労世代の希望に応じた家族関係や地域とのつながり、子育て世代の子育ての態様についての各人の希望を実現するため、三世代同居・近居に係る税制上の軽減措置を創設する。

要望内容

○三世代同居・近居に資する住宅確保のための住宅関連税制の軽減措置

- ①二世帯の同居・近居に伴う住宅用不動産の譲渡・買換え等の特例措置の拡充
 - ・二世帯が同居・近居するために住宅用不動産の譲渡又は買換えを行った場合に所得税・個人住民税において、その損益に対する現行の特例措置が適用されるよう、適用要件の緩和を要望する。
- ②二世帯住宅に係る税制上の軽減措置の創設
 - ・二世帯住宅を新築又は取得した場合、以下の税制について軽減措置を要望する。
 1. 不動産取得税の軽減措置
 2. 固定資産税の軽減措置

<内閣府、厚生労働省、国土交通省共同要望>

4. 民間資金等活用事業（P F I）の推進

● P F I 法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る非課税措置（固定資産税等の非課税）〔創設〕

＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税、不動産取得税

概要

サービス購入型・B O T方式で行われるP F I事業のうち一定の施設について、選定事業の用に供される資産に係る固定資産税、都市計画税、不動産取得税について、現行の特例措置（課税標準を1/2に減免）ではなく、各税を非課税とすること。

要望内容

1. 平成17年度税制改正において、サービス購入型・B O T方式で行われるP F I事業に係る固定資産税等について、課税標準等を1/2とする特例処置が創設された。
2. 従来型の公共事業及びB T O方式のP F I事業とB O T方式のP F I事業との間で、公共が事業ごとに最も適した事業形態を採用し得るよう税のイコールフットィングを図る必要がある。
3. 現行の特例措置の適用対象は公共代替性が強く民間競合の恐れのない施設に限定されているため、こうした施設に対して固定資産税等の資産課税を「非課税」としても、民間事業者との公平性という観点からは、特段の問題は生じないものとする。

（参考）現行のP F I事業者の税負担について

税 制	P F I		従来型 (国・地方公共団体)
	B O T	B T O	
固定資産税（市町村税）	課税 特例措置あり	非課税	非課税
都市計画税（市町村税）	課税 特例措置あり	非課税	非課税
不動産取得税（道府県税）	課税 特例措置あり	非課税	非課税

5. その他

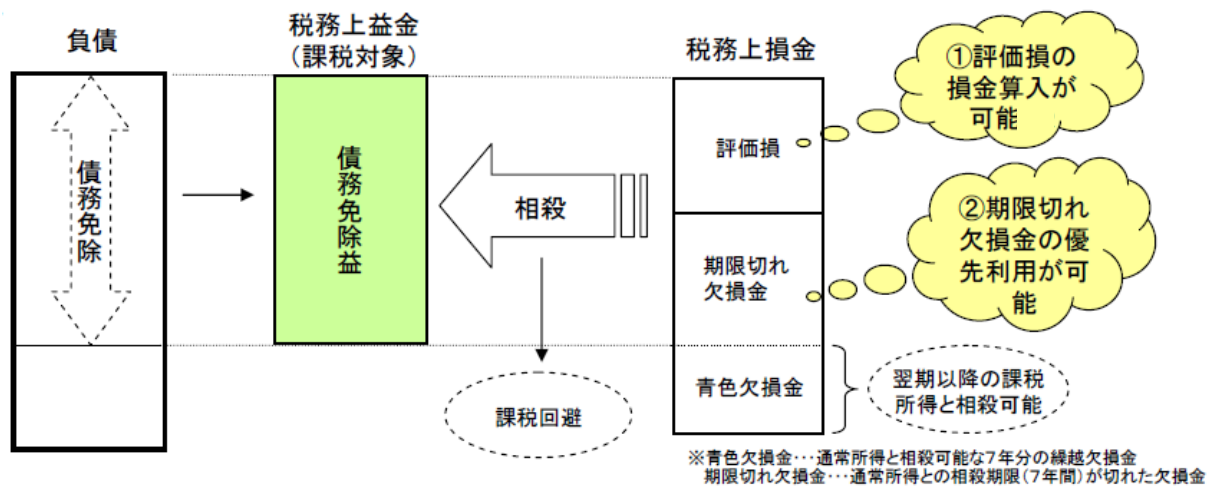
- 株式会社地域力再生機構が再生支援をした事業者が資産の評価替えを行った場合
の評価損の損金算入等〔拡充〕

＜税目＞（国 税）法人税

（地方税）法人住民税、法人事業税

概要及び要望内容

迅速な企業再生を支援する観点から、民事再生等において債務免除が行われた際に、資産売却による損の実現を待たずに評価損の損金算入ができるとともに期限切れ欠損金の優先利用を認める税制措置が講じられているところであるが、地域力再生機構が再生支援を行った際にもこれが適用されるよう要望する。



●資産流動化に関する特定目的会社に係る課税特例の要件における機関投資家に沖縄振興開発金融公庫を追加〔拡充〕

<税目> (国 税) 法人税
(地方税) 法人住民税、法人事業税

概要及び要望内容

特定目的会社を利用した資産流動化スキームは、昨今の法制度等の整備や投資家の投資ニーズと相まって、沖縄県においてもその活用が図られつつある。

こうした状況を踏まえ、沖縄振興のため、沖縄振興開発金融公庫においても、沖縄の特殊事情を踏まえた政策金融機能を発揮する立場から、同スキームを活用しながら資金供給に努めていく必要がある。

資産流動化スキームに係る特定目的会社については、一定の要件を満たす場合に支払配当の損金算入が認められているが、その要件の一つとして、その発行した特定社債が一定の機関投資家のみによって引き受けられたものであること等が規定されている。

このため、この機関投資家の範囲に沖縄振興開発金融公庫を追加することを要望する。

●沖縄におけるガソリン税（揮発油税・地方道路税）に係る軽減措置〔延長等〕

<税目> (国 税) ガソリンに係る税（揮発油税・地方道路税）

概要及び要望内容

沖縄の復帰に伴う特別措置法等に基づき、平成24年5月まで講じられている、沖縄における揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の軽減措置（1キロリットル当たり7千円軽減）について、今後行われる道路特定財源の一般財源化に向けた議論等を踏まえた税制改正において、制度等の改正が行われた場合においても、現行の軽減措置を継続するよう必要な措置を講じる。

(参考) 現行の沖縄のガソリン税の軽減措置について

○全 国

揮発油税率:	48,600 円/kℓ
地方道路税率:	5,200 円/kℓ
合計:	53,800 円/kℓ

○沖縄地区

揮発油税率:	約 42,277 円/kℓ
地方道路税率:	約 4,523 円/kℓ
合計:	46,800 円/kℓ